

大阪大学における知的財産権等の運用又は処分の対価として取得する株式等の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）が所有する知的財産権等の運用又は処分の対価として取得する株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の取扱いについては、大阪大学発明規程（以下「発明規程」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

(受入れの基準)

第2条 総長は、大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業及び大学と関連の深いベンチャー企業等への支援を目的として、知的財産権等の運用又は処分の対価の軽減措置を講じて当該企業の株式等を取得するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に定める審査結果に基づいて、その全部又は一部の取得を決定することができるものとする。

- (1)当該企業が対価に相当する現金を保有していないとき。
- (2)当該企業が対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- (3)当該企業が対価を現金で支払うことによって、経営に著しい影響を及ぼすと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式等を取得してはならないものとする。

- (1)株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるとき。
- (2)株式等を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使しないと当該企業の経営に著しい影響を与えるとき。
- (3)将来において株式を売却できる可能性が低く、新株予約権等の売却による収入が見込めないとき。
- (4)その他総長が本学の運営に支障があると判断したとき。

(審査)

第3条 知的財産権等の運用又は処分の対価として株式等を取得するときは、共創機構の審査を経るものとする。なお、共創担当理事は事前に経理担当理事に審査の内容を通知するものとする。

2 審査に関し必要な事項は、別に定める。

(補償金の支払等)

第4条 知的財産権等の運用又は処分の対価として株式等を取得した場合は、発明規程第16条第1項の規定に基づき補償金を支払うものとする。

2 前項の場合において、発明規程第16条第2項でいう「収入」とは、知的

財産権等の運用又は処分の対価として現金に代えて株式等を取得した場合に本来得るべき現金対価相当額をいい、「経費」には売却収入等を得るために要した手数料等を含むものとする。

(規定の準用)

第5条 株式等の評価方法、管理及び売却等並びに新株予約権の権利行使については、国立大学法人大阪大学における寄附により取得する株式等の取扱いに関する規則第6条及び第7条の規定を準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。